

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第 118 条 成果品の提出</p> <p>1 . 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 . 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3 . 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（ S I ）を使用するものとする。</p> <p>4 . 受注者は、「<u>土木設計業務委託等の電子納品に関する運用方針（案）及び地質・土質調査成果電子納品要領（案）</u>（以下「要領等」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、<u>監督員</u>と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】」を参考にするものとする。</p>	<p>第 118 条 成果品の提出</p> <p>1 . 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 . 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3 . 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（ S I ）を使用するものとする。</p> <p>4 . 受注者は、「<u>土木設計業務委託等の電子納品に関する運用方針（案）及び地質・土質調査成果電子納品要領（案）</u>（以下「要領等」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、<u>監督員</u>と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】」を参考にするものとする。</p> <p>5 . 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の地盤情報を一般社団法人国土地盤情報センターの検定を受けた上で、<u>国土地盤情報データベースに登録しなければならない。納品にあたっては、監督員に検定証明書を提出し、成果が検定済みであることを報告するものとする。</u></p>